

「矢板市公共施設再配置計画」の骨組みができあがりました

先月8月号の特集で、公共施設の改修や維持管理などを計画的に行うための「矢板市公共施設等総合管理計画」の主な内容をお知らせしました。

この計画を基に、今年度、矢板市では、公共施設ごとに、建て替えや改修、統廃合・維持管理などを具

体的に進めていくための指針となる「矢板市公共施設再配置計画」づくりに取り組んでいます。

今号では、「矢板市公共施設再配置計画」の中間報告として、骨組みの内容について、お知らせします。

「矢板市公共施設再配置計画」とは？

「矢板市公共施設等総合管理計画」では、課題として、少子高齢化の急激な進行と人口減少による施設ニーズの変化、公共施設の老朽化や更新費用の増大、そして、それにかける財源の限界などが明らかになりました。

こうした課題を解決、対応していくために、公共施設の適正規模を図る目標と目標達成のための基本方針を定めました。これらを基に、「矢板市公共施設再配置計画」では、施設ごとの建て替えや改修、統廃合などの具体的な方針を定めます。再配置計画は、総合管理計画を基にした計画のため、対象施設、計画期間は同じ、平成29年度～平成58年度の30年間、市内133施設です。

●現地調査を実施しました

7月15日(土)、公共施設の現状を把握するため、矢板市公共施設再配置計画策定委員により、各公民館や市営住宅、学校など10カ所の現地調査が実施されました。



▲現地調査の様子(中市営住宅)

施設ごとに、維持費や耐用年数、利用状況などの説明を受けた後、施設の外観、室内の状況などの細部まで調査を実施。老朽化が進んでいる施設や今の矢板市に適さない設備などの現状を目の当たりにしました。

計画の骨組み

基本方針～行政サービス水準の維持・向上など3つの方針～

再配置計画は、総合管理計画でまとめた公共施設の現状と課題を踏まえ、再配置を検討するにあたって、全体的な方針として次の3つの基本方針を定めました。

●施設総量の最適化

過度な財政負担にならないよう、公共施設総量の最適化を図ります。原則として、新たな施設整備は行わず、既存施設の有効活用を第一に考えます。

●行政サービス水準の維持・向上

公共施設総量の最適化により、施設量を削減しても、効率的な行政サービス提供のあり方を検討し、行政サービスの水準は、現状維持、あるいは現状以上の水準に向上させていきます。

●公共施設の安全・安心を確保

いつ、どの施設も市民の皆さんが安全に安心して利用できるよう、耐震化や老朽化対策を万全に行い、公共施設の性能・機能の確保に向けた取り組みを進めます。

手法～建て替えや廃止、施設の状況に応じた手法の検討～

再配置計画の基本方針に基づき再配置を具体的に進めるため、次の手法を導入します。この計画では、今後、

それぞれの施設の状況に適した再配置のあり方を検討しながら、手法を選択していきます。

A 施設の廃止や運営方法等を見直し、行政では運営しない施設	
廃止	譲渡、貸付、複合化、建て替え、現状維持ができないと判断する場合は、施設を廃止、解体する。
譲渡	「無償」または「有償」で譲渡する。
貸付	譲渡先がない場合は、「無償」または「有償」で貸付の検討を行う。(所有は矢板市)
B 比較的新しく、状態の良い施設を対象とし、長寿命化を図る施設	
長寿命化(現状維持)	現状の場所で、現状の規模と行政サービスを維持する。また、個別施設について、長寿命化計画を策定する。
改修・更新	耐用年数を迎え、劣化した施設の性能・機能を同等以上に改修・更新する。

C 施設の状態や利用状況、機能性を踏まえ、拠点施設と位置付けられる施設	
統合(集約化)	低利用施設、単独施設の機能を1つの施設に集約し、重複している行政サービスを拠点施設にまとめる。特に会議室やホール、集会スペースなど、多目的用途スペースは、利用状況を踏まえ、集約する。 
複合化	1つの施設に異なる機能を複合させ、共用部分等の施設面積を圧縮する。 

留意事項～民間活力の導入など5つの事項に留意～

左ページの7つの手法を取り入れ、行政サービスや施設の利用状況、老朽化の観点から、施設の最適な配置を進めていきます。その際、民間活力の導入など、次の5つの事項に留意し、手法の選択を検討します。

●新規施設整備の抑制

時代の変遷に伴い、新たな行政サービスが生じた場合、既存施設の用途を変えたり、複合化するなど、既存施設の有効活用を第一に検討します。その上で、やむを得ず新規施設の整備が必要な場合は、他施設の削減などを行い、持続可能な財政運営を図ります。

●合理的な長寿命化

長期的観点で、必要性の低い施設は、大規模改修工事を抑制し、財源を確保した上で、今後も行政サービスを継続的に行うために必要な施設の長寿命化を積極的に行います。

●民間活力の導入

サービスと施設を切り分けて考え、サービス提供や施

設の所有を民間ができないかなどを検討します。民間が参画できる事業は、積極的に委託、指定管理、PFI*などの民間活力の導入を進めます。また、市が所有する必要がない施設は、民間からの賃借や民間資金を活用した施設整備に切り替えていきます。

●公有資産の有効活用

集約化や複合化などに伴い、不要になった施設は貸し出しや売却をします。また、有効活用の可能性が高い施設や敷地は、市全体での土地利用の最適化を目指します。

●公共施設への交通アクセスの再検討

今後、少子高齢化と人口減少の進行により、公共施設へのアクセスなどに課題が生じることから、施設の再配置にあたっては、アクセス手段についても、併せて検討します。

* PFI (プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)
 …公共施設等の設計・建設・維持管理運営・資金調達を、民間の経営能力・技術力・ノウハウを生かし、民間主導で公共サービスの提供を図る考え方

施設評価方法～施設の必要度の観点と対応時期の観点を評価～

今後、施設ごとの再配置を進める上で、何らかの観点から、各施設の状況を評価し、どの施設をどのような手法で再配置するかを検討する必要があります。

具体的には、施設の必要度の観点と、対応しなければならない時期の観点から、次の項目で各施設の状況を評価し、今後の方針を検討します。

必要度の評価観点	①法定事業か自主事業か	法定事業は、国として重要度が高いと判断されるものや、市の判断で実施しないことができないことから、必要度が高いと評価されます。
	②利用対象者は市民中心か	対象者が市民中心であるほど、必要度が高いと評価されます。
	③利用度(利用者数等)	利用度が高いほど、必要度が高いと評価されます。
	④対象地区の人口の見通し	対象地区の人口が増加する見通しがあるほど、必要度が高いと評価されます。
対応時期の評価観点	①耐用年数経過年度	耐用年数経過年度は、建物の減価償却期間が終了する年度です。耐用年数経過年度に近いほど、対応すべき時期が早いと評価されます。
	②補助金適化法の制約期間	補助金適化法の制約期間は、国の補助金などで建設した施設を、用途変更や廃止する場合、補助金の返還が必要になる期間です。対応時期の制約条件になります。
	③指定管理期間	指定管理期間は、施設管理を指定管理者へ委託した契約期間です。期間満了前は、対応時期の制約条件になります。
	④キャッシュフロー	キャッシュフローは、施設の運営維持・管理に要するコスト(減価償却費を含まない)から収入を差し引いたものです。キャッシュフローがマイナスであるほど、対応すべき時期が早いと評価されます。

今後の取り組みについて

「矢板市公共施設再配置計画」は、本年度末の完成を目指しています。今後は、施設ごとの評価を参考に、基本方針や留意事項なども踏まえ、さまざまな観点から、再配置の手法を検討していきます。

市民の皆さんには、広報やいたや市ホームページを通じて、計画素案の情報を発信したり、パブリックコメントなどを実施していきます。

また、右のとおり、シンポジウムを開催します。矢板市の公共施設の現状や課題、今後の施設のあり方など、「矢板市公共施設再配置計画」の内容について、パネルディスカッションを行いますので、ぜひご来場ください。

開催 次世代のために公共施設のあり方を考えるシンポジウム

日時／9月23日(土) 13:30～15:00
 場所／文化会館 小ホール
 コーディネーター／宇都宮大学 陣内雄次教授
 パネリスト／矢板市公共施設再配置計画策定委員
 そのほか／

- ・申し込みは必要ありません。
- ・当日、文化会館周辺はシニアゴルフカップの送迎用駐車場となるため、市役所北側駐車場をご利用ください。